

原子力災害に関する牧草等の利用と放牧の実施 (平成23年8月1日更新)

福島県農林水産部

アンダーラインが「がんばろう ふくしま!」農業技術情報（第6号）
(平成23年7月25日発行)からの変更内容です。

県では、県内の牧草等の安全性を確認するため、牧草の生育状況等を考慮し、4月下旬から6月中旬に1番草を、7月上旬より2番草をモニタリング検査しています。

2番草以降については、田村市のうち旧大越町及び旧滝根町、小野町、郡山市のうち阿武隈川以西及び富久山町、石川町、玉川村、平田村、古殿町、浅川町について、乳用牛及び肥育牛への利用が可能となりました。

1 牧草の放射性物質モニタリング検査結果（第16報）

以下のURL（福島県農林水産部畜産課ホームページ）をご覧ください。

第16報 URL http://wwwcms.pref.fukushima.jp/download/1/chikusan_shinsai-bokusoumonitoring110729.pdf

2 モニタリング検査結果を踏まえた牧草（秋播きエン麦、ライ麦を含む）の利用

該当市町村(地域)	区 分			
	乳用牛 (経産牛及 び初回交配 以降の牛)	肥育牛 (出荷前15 ヶ月程度以 降の牛)	乳用牛及び肥 育牛以外の牛 (繁殖雌牛 育成牛等)	放牧の実施
会津地方（以下の市町村及び地域） 下郷町、只見町、南会津町、 喜多方市、北塩原村、西会津町、 金山町、昭和村、三島町、柳津町、 猪苗代町（吾妻地区を除く） 会津若松市、磐梯町、会津美里町、 会津坂下町、湯川村	○	○	○	○
中通り（以下の市町村及び地域） 田村市のうち旧大越町及び旧滝根 町、小野町 郡山市のうち阿武隈川以西及び富 久山町 <u>石川町、玉川村、平田村、古殿町、 浅川町</u>	○	○	○	<u>繁殖雌牛及 び育成牛等 に限る。</u>
中通り、浜通り 「警戒区域」及び「計画的避難区域」、 田村市のうち旧大越町及び旧滝根町、 小野町、郡山市のうち阿武隈川以西 及び富久山町、 <u>石川町、玉川村、平 田村、古殿町、浅川町</u> を除く 会津地方：猪苗代町（吾妻地区）	×	×	○	<u>繁殖雌牛及 び育成牛等 に限る。</u>

○：利用可能 ×：利用不可

(1) 乳用牛、肥育牛

ア 「利用可能」となった地域

- ① 会津地方の利用可能な地域は、原子力発電所事故後に収穫した牧草等の利用と放牧が可能です。
- ② 田村市のうち旧大越町及び旧滝根町と小野町は7月4日以降に、郡山市のうち阿武隈以西及び富久山町は7月7日以降に、石川町、玉川村、平田村、古殿町及び浅川町は7月11日以降に収穫した2番草以降に限り利用が可能です。
放牧については、引き続き自粛してください。
- ③ 収穫適期になったら、できるだけ早期に収穫調製を行ってください。

イ 「利用不可」となった地域

- ① 原子力発電所事故後に収穫する牧草等は給与しないでください。
- ② 1番草が収穫可能になったら、できるだけ早期に収穫調製を行い、2番草の生育を促してください。
- ③ 収穫した1番草は、原子力発電所事故以前の粗飼料と区分して管理し、育成牛や繁殖雌牛等の飼料として利用してください。

ウ 暫定許容値を上回る地域において刈り取り、保管している牧草等の取扱い

乳用牛及び肥育牛への利用が不可となった地域で、育成牛等への利用が困難な場合は廃棄することとなりますが、以下の農林水産省のホームページや下表を参照のうえ対応してください。

① 農林水産省ホームページ

○調査結果が暫定許容値を上回る地域において刈取り、保管している牧草等の取扱い等について(6月8日掲載)

URL http://www.maff.go.jp/j/press/seisan/c_kikaku/110608.html

○保管している牧草等の取扱いに関するQ&A(6月15日掲載)

URL http://www.maff.go.jp/j/press/seisan/c_sinko/110615_1.html

②市町村(地域)毎の処分方法(6月8日時点)

該当市町村(地域)	処分方法				
	埋却	すき込み	一般破棄物として処理	たい肥への混入	敷料利用
会津地方：全域 中通り：小野町、平田村、石川町、玉川村、古殿町、浅川町、鮫川村、塙町、矢祭町、中島村	○	○	自治体が定める方法	×	×
中通り：田村市、福島市、郡山市、須賀川市、二本松市、伊達市、本宮市、白河市、川俣町、三春町、桑折町、国見町、大玉村、鏡石町、天栄村、西郷村、泉崎村、矢吹町、棚倉町 浜通り：全域	処分方法が決定するまで一時保管を継続				

なお、まだ処分方法が決定していない市町村(地域)では、牧草等が散らばらないように、梱包やラッピングを行ったうえで、一時保管を継続してください。

(2) 乳用牛及び肥育牛以外の牛（和牛繁殖雌牛や育成牛等）

- ア 「警戒区域」及び計画的避難区域を除く全地域で、牧草等の利用と放牧が可能です。
- イ 収穫適期となったら、できるだけ早期に収穫調製を行ってください。
- ウ 1年程度以内に廃用し、食肉として出荷を予定する繁殖雌牛等は、原発事故発生以前に刈り取り、保管された粗飼料や輸入粗飼料など放射性物質を含まない粗飼料を給与し、水、空気、土壌等の環境からの放射性物質の摂取もあることに留意しながら計画的に飼養管理を行ってください。
- エ 飼養途中の事故等により廃用する場合で、上記ウの飼養管理を行っていない場合は、と畜場への出荷は行わないでください。

(3) 収穫調製時の留意事項

給与を目的とする収穫調製は、土砂等が混入しないよう放射性物質の影響に配慮した収穫調製を実施してください。

（高刈りの実施、過度の反転を行わない、梱包後は速やかにラッピングする等）

(4) 飼料給与や飼養管理上の留意事項

- ア 「利用可能」となった地域では、対象牛への牧草等の給与は可能ですが、できる限り放射性物質の影響が少なくなるような飼料設計に心がけてください。
- イ 粗飼料の暫定許容値は、粗飼料中の放射性物質のみを対象とし、水、土などの放射性物質は考慮していません。
特に搾乳牛は、原乳への影響を考慮し、水道水等の利用や、屋内での管理に心がけてください。

3 放牧の実施上の留意事項

和牛繁殖雌牛や育成牛のみ放牧が可能となった地域で放牧を行う場合、乳用育成牛については、初回種付け以降は乳用牛の区分となりますので、注意してください。

4 その他

(1) これから作付けする飼料作物

平成23年度の飼料作物については、作付制限は行われません。

ただし、収穫前等にモニタリング検査を実施し、給与可能かを判断します。

牧草等は、2番草及び3番草の収穫時期に、飼料用とうもろこしや稲ホークロップサイレージ等についても収穫時期にモニタリング検査を行い、自給飼料の安全性を確認していきます。

(2) 放牧や粗飼料の使用が制限されることにより生じる損害への補償について

「東京電力（株）福島第一、第二原子力発電所事故による電子力損害の範囲の判定等に関する第二次指針」より抜粋

第4 政府等による作付制限指示等に係る損害

[損害項目]

1 営業損害

(指針)

- I) 農業者が、政府等による作付制限指示等により、同指示等に係る対象品目の作付け、放牧、牧草等の給与その他の営農に関する行為（以下「作付け等」という。）の全部又は一部の断念を余儀なくされ、これによって減収が生じた場合には、その減収分が賠償すべき損害と認められる。
- II) また、作付け等の断念により生じた追加的費用（代替飼料の購入費用等）も

合理的な範囲内において賠償すべき損害と認められる。

上記のとおり、牧草等の利用制限に伴う代替飼料の購入費用等は損害賠償の対象となることから、損害賠償に備え、飼料生産に係る作業日誌や写真、資材等の購入伝票、代替飼料等の購入に係る領収書、家畜の飼養日誌など損害が証明できる資料を保管しておいてください。

(3) 原子力発電所事故後に収集された稲わらの利用

平成22年産の稲わらで、原子力発電所事故後に収集された稲わらは、平成23年3月19日付け農林水産省通知「原子力発電所事故を踏まえた家畜の飼養管理について」により「屋内で保管されたもののほか、外気と遮断されたものを使用すること」と指導されていることから、家畜への給与や敷料としての利用を控えてください。

なお、稲わらの利用が制限されることについては、牧草同様に賠償すべき損害となる可能性があることから、代替え飼料等について、(2)に記載する資料を保管しておいてください。

また、平成23年産の稲わらについては、収集前にモニタリング検査等を実施し、利用方法についてお知らせする予定です。

高濃度の放射性セシウムが含まれる稲わらの管理について

原発事故以後に収集した稲わらは、高濃度の放射性セシウムが含まれている恐れがあることから、利用・販売等は控えてください。

また、被ばく量を抑えるため、次のような取り組みを行ってください。

1 稲わらは生活や作業する場所からできるだけ離れた所に保管し、稲わらにできるだけ近づかないようにする。

(必要に応じて表示等を行う)

2 粉じんが飛散しないよう、稲わらをシート等で覆う。

3 やむを得ず稲わらに近づく又は稲わらを扱う作業を行う必要がある場合は、次のような取り組みをする。

① マスク、ゴム手袋、ゴム長靴等を着用すること

② 農作業後に手足・顔等の露出部分の洗浄を励行すること。

③ 作業後、屋内に入る際には、服を着替えるなど、ちり、ほこりを持ち込まないようにすること。

4 稲わらを扱う作業を行う場合は、効率的に作業を進めるなど、作業時間をできるだけ短くする。

(4) 牛以外の家畜

牛以外の牧草等を給与する家畜については、粗飼料の暫定許容値等が示されていないため、平成23年3月19日付け農林水産省通知「原子力発電所事故を踏まえた家畜の飼養管理について」に基づき、原子力発電所事故前に収穫した粗飼料等の利用などを継続してください。

(5) 関連情報

- ア 原子力発電所事故を踏まえた家畜の飼養管理について(3月21日掲載)
URL http://www.maff.go.jp/j/kanbo/joho/saigai/pdf/seisan_110321.pdf
- イ 畜産農家の皆様へ(その2)～原子力発電所事故を踏まえた粗飼料中の放射性物質の目安について～(4月26日掲載)
URL http://www.maff.go.jp/j/kanbo/joho/saigai/c_minasama_2.html
- ウ 畜産農家の皆様へ(その3)～原子力発電所事故を踏まえた飼料生産・利用等ついて～(4月26日掲載)
URL http://www.maff.go.jp/j/kanbo/joho/saigai/c_minasama_3.html
- エ 調査結果が暫定許容値を上回る地域において刈取り、保管している牧草等の取扱い等について(6月8日掲載)
URL http://www.maff.go.jp/j/press/seisan/c_kikaku/110608.html
- オ 保管している牧草等の取扱いに関するQ & A(6月15日掲載)
URL http://www.maff.go.jp/j/press/seisan/c_sinko/110615_1.html
- カ 東日本大震災に係る畜産関係の対応(6月30日更新)
URL http://www.maff.go.jp/j/kanbo/joho/saigai/tikusan_taiou.html
- キ がんばろうふくしま！ 農業技術情報第12号(7月25日発行)
1 野菜等での稲わらの敷きわら利用について
2 福島県産牛の出荷制限措置に伴う家畜排せつ物等の当面の取扱いについて
3 高濃度の放射性セシウムが含まれる稲わらの管理について
4 稲わらの利用に関する指導等について、農林水産省より発表になりました。
URL http://www.pref.fukushima.jp/keieishien/kenkyuukaihatu/gijyutsufukyuu/06ganba_joho/ganba12H230725.pdf
- ク がんばろうふくしま！ 農業技術情報第14号(7月26日発行)
原子力災害に関するたい肥の施用・生産・流通の自粛
URL http://www.pref.fukushima.jp/keieishien/kenkyuukaihatu/gijyutsufukyuu/06ganba_joho/ganba14taihiH230726.pdf

問い合わせ先：農林水産業に関する相談窓口(電話：024-521-7319)

ホームページ：農林水産部研究技術室ホームページ(PDF形式ファイル)

URL <http://www.pref.fukushima.jp/keieishien/kenkyuukaihatu/gijyutsufukyuu/seiikugijyutsujyohou.html>

モバイル県庁：福島モバイル県庁→お知らせ・各種情報→農業技術情報
(右欄に掲載のQRコードよりご覧いただけます)



モバイル版 QRコード